

平成
29年度

被保険者・被扶養者調査を 実施中です!



平成29年度の被保険者・被扶養者調査を現在、実施しております。

今年度の調査対象者※については、すでに調査表を配布終了しており、現在、調査表の回収、内容審査中となっております。

- 皆様から提出いただいた書類を審査するのに、2~3ヵ月以上の時間を要しますので、調査の問い合わせや追加で求める書類の連絡等は、調査表提出からお時間をいただきますこと、あらかじめご了承ください。
- 「調査表」および「添付書類」を提出しない場合や、問い合わせの回答がない場合、追加で求める書類を提出しない場合は審査が出来ないため、被扶養者の資格を喪失することがあります。その際は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費、保険給付金、健診費用等の全額を返還していただきます。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※平成29年5月31日時点の被保険者(任意継続被保険者は除く)の配偶者および20歳以上(平成29年4月1日現在)、75歳未満(平成29年5月31日現在)の被扶養者



「扶養」という言葉はよく使われますが、実は、税法上の「扶養」と健康保険の「扶養」には違いがあるのをご存知ですか?

項目	税法上の扶養家族	健康保険の扶養家族
名称	控除対象配偶者、控除対象扶養親族	被扶養者
収入の基準額	<ul style="list-style-type: none"> ●給与収入…年間103万円以下 ●年金収入(公的年金) 65歳未満…年間108万円以下 65歳以上…年間158万円以下 ●事業収入…年間収入-必要経費=38万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間収入が130万円未満、月額平均では108,334円未満 ●60歳以上、または60歳未満でも障害年金がもらえる程度の心身に重い障害のある方は、年間収入が180万円未満、月額平均では150,000円未満かつ、 ●被保険者の年収の2分の1未満 ●別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ないこと
収入の範囲	<p>非課税の収入は含まない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非課税である、通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金などは含まれません。 	<p>非課税の収入も含まれます</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給与収入・年金収入・事業収入など、すべて含まれます。税法上では非課税である、通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金なども収入に含まれます。 ●不動産の譲渡による収入など、一時的な収入は含まれません。
年間収入の算定期間	<p>1月1日から12月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その年の12月31日現在の年間収入実績で判断します。 <p>例① 6月末で退職した方の場合、1月~6月の合計収入が103万円を超えていれば、7月以降無収入であっても、その年は扶養家族になれません。</p> <p>例② 7月から働き始めた方の場合、7月~12月の合計収入が103万円以下であれば、その年は扶養家族になります。</p>	<p>扶養家族になる日から将来に向かって1年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●扶養家族になる日以降の年間収入見込額で判断します。 ●年間収入とは、税法上の1/1~12/31のように決まった期間ではなく、どの連続した12ヵ月間をとっても、年間収入が基準額未満であることをいいます。 <p>例① 6月末で退職した方(60歳未満)の場合、1月~6月の合計収入が130万円以上であっても、7月以降無収入であれば、7月1日から扶養家族の申請が可能です。審査を行い、認められた場合は扶養家族になります。</p> <p>例② 7月から働き始めた方(60歳未満)の場合、7月~12月の合計収入が130万円未満であっても、月収が108,334円以上であれば7月以降の年間収入が130万円以上となることが見込まれるため、7月1日以降は扶養家族にはなりません。</p>
扶養家族の範囲	<p>所得者と生計を一にする配偶者(内縁の配偶者除く)、親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、または、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方は扶養控除の対象にはなりません。(住民税の非課税計算の人数には含まれます) ●同居の条件なし 	<p>主として被保険者の収入で生計を維持している3親等内の親族(内縁の配偶者含む)、内縁の配偶者の父母と子、内縁の配偶者死亡後の父母と子</p> <ul style="list-style-type: none"> ●75歳以上および一定の障害がある65歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、扶養家族にはなりません。 ●続柄により同居の条件あり

※税法上の扶養家族については、平成29年4月の税制改正(平成30年より適用)以前の情報です。

※健康保険の被扶養者認定要件の詳細については、当健保組合のホームページをご覧ください。

健康保険の扶養に関するお問い合わせ

外 線: 0422-52-5521

担 当: 品田(内) 731-34656

勝俣(内) 731-33175



チャレンジウォーキング 実施のご案内



今年度より、健康応援WEBサイト「KENPOS」の歩数記録を利用した新たなチャレンジウォーキングを実施いたします。
KENPOSの様々なコンテンツを利用しながら、健康づくりを意識し、運動習慣の定着化を目指して、みんなで楽しくウォーキングをしましょう！
多くの方々のご参加をお待ちしております。



**KENPOSへのご登録が
参加要件となります。**

ご登録がお済でない方は、10月1日(日)までに初回登録をお済ませください。
詳しくは、当健保ホームページ(<http://www.yokogawakenpo.or.jp/>)の「ウォーキング(KENPOS)」をご覧ください。

参加資格者

平成29年10月1日時点にKENPOSへご登録済みの
○被保険者全員(任意継続被保険者は40歳以上)
○4/1時点に在籍の40歳以上の被扶養者全員と39歳以下の続柄「妻」
(けんぽ共同健診の受診対象者)

チャレンジ期間

平成29年10月1日(日)～平成30年3月31日(土) *6ヵ月(182日間)

チャレンジ目標

1日1万歩を目標に上記の期間内で180万歩以上を歩く

申込(登録)方法

当健保ホームページ (<http://www.yokogawakenpo.or.jp/>)



ウォーキング(KENPOS)



手順画面より、KENPOSへ初回登録をお願いします。

※すでにご登録済みの方は、そのままご参加となります。

申込(登録)締切

平成29年10月1日(日)までにKENPOS初回登録を完了
※KENPOSへの初回登録は随時可能となっておりますが、チャレンジウォーキングへの申込(登録)締切については、上記までとなりますのでご注意ください。

歩数記録方法 および 歩数計について

KENPOSへログイン後、「歩数記録」に歩数を入力してください。歩数記録への入力方法は、KENPOS専用ウォーキングアプリをスマートフォンにダウンロードして自動記録(手入力も可)するか、別途ご自身でご用意の歩数計を利用して歩数を手入力してください。

完歩賞

目標達成者には、健康増進に役立つ賞品を贈呈します。賞品は5月中旬以降にご自宅へ発送いたします。

注意事項

KENPOSの歩数記録は、当日を含む14日前までの入力が可能です。それ以前の入力は出来なくなりますので、ご注意ください。

